

STOP



COVID-19

新型コロナウイルス感染拡大防止への 協力要請について (事業者の皆様へのお願い)



山梨

詳しくは
こちら→



現在の感染状況を踏まえ、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染防止対策への協力を要請します。

なお、5月8日から5類感染症へ移行する予定です。

(期間:令和4年6月1日～令和5年5月7日)

マスクについては、個人の判断に委ねることが基本となります

(1) 事業所等

- ① 県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守の徹底を

県のひな形
はこちら→



- ② 医療機関や高齢者施設等においては、職員等が勤務中はマスクの着用を



- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設は、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証の取得を



- ④ 適切な感染防止対策に加え、国に示された業種別のガイドラインに基づく対策を



- ⑤ 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させるなど「広げない」ための対策を



- ⑥ 換気については、令和4年7月14日のコロナ文科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等の実施を

(2) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等

- ① 少しでも体調が悪い入所者等が出た場合、他の入所者等との接触を避け、速やかに受診を
通所施設利用者は、少しでも体調が悪い場合は、利用を控え、速やかに受診するよう家族等への周知の徹底を

- ② 発熱の有無に関わらず、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかに受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮を



- ③ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査の実施を



(3) イベント等の開催

イベント等の開催は、県が示す目安のとおりとし、感染拡大リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を

5千人超かつ収容率50%超のイベント等の開催は個別に協議を



施設における
イベント等の
開催の目安は
こちら→



感染症拡大防止にご協力ください

(R5.3月作成)